

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和五年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

アクト中食 株式会社			登録検査 機関の 名称	
追加			変更内容	変更の あった農産物 検査員
亀川 顕	岩木 卓也	久山 浩則	氏 名	
玄米	玄米	玄米	農産物検査を行う 農産物の種類	
令和五年 六月三〇 日			変更 年月日	